

# 六ヶ所村介護老人保健施設 ニッコウキスゲ

## 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

### 運営規程

#### (趣旨)

第1条 この規定は、六ヶ所村介護老人保健施設ニッコウキスゲ(以下「事業所」という。)訪問リハビリテーション及び、介護予防訪問リハビリテーション(以下「訪問リハビリ」という)の運営に関し必要な事項を定める。

#### (事業の目的)

第2条 訪問リハビリは、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下、「理学療法士等」という。)が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

#### (運営方針)

- 第3条 訪問リハビリは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
  - 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
  - 4 訪問リハビリの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービス提供及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 事業所の名称、所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所 六ヶ所村介護老人保健施設 ニッコウキスゲ
- (2) 開設年月日 平成30年2月1日
- (3) 所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附986番地4
- (4) 電話番号 0175-73-7200
- (5) 管理者名 船越 樹
- (6) 介護保険指定番号 0272502022

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所には別表に掲げる職員を置く。必置職については法令の定めるところによる。理学療法士等は医師の指示及び訪問リハビリテーション計画または介護予防訪問リハビリテーション計画にもとづき、利用者の心身機能の維持回復を図るため、必要なりハビリテーション指導を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 訪問リハビリの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 毎週月曜日～金曜日（但し、事業所のやむをえない都合等により提供が困難な場合は曜日を限定して提供することがある）  
但し、土、日、祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時15分から午後5時15分

(説明及び同意)

第7条 訪問リハビリの提供に際し、あらかじめ利用申込者又は連帯保証人に対し、運営規定の概要等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第8条 訪問リハビリは、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(利用料、その他の費用の額)

第9条 訪問リハビリを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(通常の事業の実施)

第10条 通常の訪問区域の範囲は、六ヶ所村とする。

(緊急時における対応方法)

第11条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(苦情処理)

第12条 提供したサービスに関し利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当職員を置き、必要な措置を講ずる。

- 2 提供したサービスの苦情に対して市町村、国民健康保険団体連合会から指導、助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に次の事故が発生したときは、速やかに利用者の連帯保証人等に連絡し必要な措置を講じなければならない。
  - (1) 利用者の病状が悪化し、入院の必要が生じたとき。
  - (2) 利用者が死亡したとき。

(虐待防止体制)

第13条 利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めておくものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 この規定に定めるもののほか、特に運営上必要な事項については、管理者が別に定めることができる。

## 附 則

この規定は平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

(第 5 条別表、職員数)

職 名	定 員
管理者 (医師)	1 名 (兼務)
理 学 療 法 士	3 名 (兼務)
言 語 聴 覚 士	1 名 (兼務)

### 職員数について

緊急時に医療行為を行う場合があるため、六ヶ所村地域家庭医療センター医師 1 名を兼務としているが、通常業務には従事しない。上記職員は専ら業務に従事するものである。